

西日本の永害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年七月十六日

参議院議長 河井 彌 八 殿

須 藤 五 郎

## 西日本の水害に関する質問主意書

一、今次の西日本の水害に関して、種類別および地域別被害の総額を問う。

二、今回のおそるべき水害は天災ではない。国民の血税をもつばらアメリカのための再軍備と軍事基地のために使い、国民の幸福のための治山、治水を捨てて顧みなかつた政府の国土破壊政策こそその真因であると考える。政府の見解を問う。

三、水害に対し政府が決定し、また決定せんとしている融資その他救援のための対策を問う。（免税措置、見舞金、食糧対策等一切の対策について）

四、救援対策について特に商工業者、農民に対する金融措置について、左の諸点を質問する。

（イ）救援のために特別な優遇措置がとられたか。

（ロ）罹災商工業者、農民は、再建資金の長期無利子貸付を強く要求している。現在までに決定された融資額では不十分と考えるが、政府の具体的対策を問う。

（ハ）右の要求に関し、政府の現在までの措置では、零細な罹災商工業者、農民に資金がまわる保証が行われていない。現地罹災者はこれに大きな不安をもっている。罹災を第一条件にして、これら零細な罹災商工業者、農民に資金が十分まわるようにすることが真の救援対策と考えるが、政府の具体的対策を問う。